

## 「公認会計士監査制度の充実・強化」

平成14年12月17日

### 1. 基本的な視点

国際的動向（米国政府の企業会計不正事件への対応等）も踏まえ、資本市場に対する信認の大前提である公認会計士監査の「質」の充実・向上を図り、投資家の保護、企業による財務認識の適正化等を確保する。

### 2. 金融審議会における審議

昨年1月の諮問（「公認会計士制度の改善に関する事項について、審議を求める」）に基づき、公認会計士制度部会（部会長：片田哲也（株）小松製作所取締役相談役）にWGを設け、昨年10月から検討。

### 3. 審議における主な議論と方向性

#### ① 公認会計士の使命・監査の目的の明確化

- ・ 他の資格士の業法に規定されている「使命」「職責」等を法律上明確に位置づけること

#### ② 監査人の「独立性」の強化

- ・ 被監査企業に対して監査人が監査業務と非監査業務を同時に提供することを禁止すること
- ・ 監査法人において監査に従事する社員が同一の企業を一定期間以上継続的に監査することを制限すること など

#### ③ 組織的監査による有効かつ適切な監査

- ・ 監査法人制度の基本は維持しつつ、責任のあり方、情報開示など、関連する規定や規制を見直すこと

#### ④ 試験制度の見直し

- ・ 社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度としていくこと、一定の要件を満たす実務経験者などに対して試験科目の一部を免除すること、専門的人材育成の教育課程との連携を図ること
- ・ 平成30年頃までに公認会計士の総数を5万人程度の規模と見込み、年間2,000名から3,000名が新たな試験合格者となることを目指し、行政が試験制度を運営すべきであること など

#### ⑤ 監視・監督の充実・強化

- ・ 「自主規制」として公認会計士協会が現在行っている「品質管理レビュー」を行政がモニターすること
- ・ 公認会計士監査制度における行政のあり方は、資本市場全体の監視・監督のあり方との関係の中で、引き続き検討することが必要不可欠であること など

(参考)	昨年度最終(第三次試験)合格者数	710名
	10月末までの公認会計士登録者数	14,318名